

記入見本：シンガポールでの確定裁判に基づく離婚の場合

離婚届

令和 7 年 11 月 4 日 届出

在シンガポール日本国 大使 殿
総領事

第	号	公館印
書類調査	戸籍記載	
記載調査	調査票	附票
住民票	通知	

(フリガナ)	夫 リム チョンペン	妻 リム ナツコ
(1) 氏名	氏名 リム チョンペン	氏名 リム ナツコ
生年月日	西暦 1990 年 5 月 7 日	平成 2 年 2 月 20 日
住所	シンガポール共和国 ナッサムロード16 ブロック123 02-10号	シンガポール共和国 サンプルウェイ20
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目2	番地番
(2) (夫または妻が外国人のときはその国籍)	筆頭者の氏名 リム 夏子	(<input checked="" type="checkbox"/> 夫の国籍 <input type="checkbox"/> 妻の国籍) シンガポール共和国
父母及び養父母の氏名	夫の父 リム ウォン 母 タン メイリン	妻の父 星 二郎 母 冬美
父母との続柄	続柄 長男	続柄 二女
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	養父 養母	養父 養母
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 上の上、離婚裁判の最終判決日を記入してください。	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	記入不要	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 リム 三郎 リム 四郎	妻が親権を行う子 リム 三郎 リム 四郎
(6) 同居の期間	平成 5 年 12 月から (同居を始めたとき) 令和 7 年 10 月まで (別居したとき)	
(8) 別居する前の住所	シンガポール共和国 ナッサムロード16 ブロック123 02-10号	
(9) 別居する前の世帯の主な仕事	住所は日本語で記入(コンド名は不要) 職業例示表(「離婚届に係る記入上の注意点(共通)」の項に掲載)を参照し、「最も近い職業分類の番号」又は「具体的な職業名」のいずれかを記入してください。	
(10) 夫婦の職業	夫の職業 01	妻の職業 00
その他	令和7年10月31日、シンガポール共和国家庭裁判所にて離婚裁判確定。同判決書謄本を添付。 上記の記入例を参考に、離婚裁判の確定状況及び判決書謄本を添付した旨を本欄で記入してください。 署名欄・押印欄共に、ブランクのまま当館に持参願います。届出人となる日本国籍の夫又は妻に当たる方に、当館窓口にて署名いただきます。(押印は任意)	
届出人署名	夫 印	妻 印

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)	
署名(※押印は任意)	印
生年月日	年 月 日
住所	記入不要
本籍	番地番

記入の注意

- 戸籍に記載の通り、ハイフン等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。
- 戸籍に記載の通り、ハイフン等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。
- 外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
 - ①台湾
 - ②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- 婚姻の際に、「外国人との婚姻による氏の変更届」によって氏を変更した方は、離婚に伴い、ご自身の氏が婚姻前の氏(旧姓)に自動的に戻ることはありません。シンガポールでの離婚の成立日から3か月以内に、「外国人との離婚による氏の変更届」を提出することで、家庭裁判所の許可を得ることなく、婚姻前の氏に戻すことができます。(離婚届との同時提出も可)
- なお、「外国人との離婚による氏の変更届」が提出された場合、同一戸籍内の子の氏についても、上記の婚姻前の氏に自動的に変更されますので、ご注意ください。
- 裁判所発行の最終判決書(Final Judgment)に子の親権者に係る記載がある場合、それぞれの子の氏名を、該当する親権者の欄に記入してください。共同親権の場合は、父母の欄に子の氏名をそれぞれ記入してください。
- 離婚届の提出時点で同居している場合は、「別居したとき」の欄全体(年月の欄を含む。)を二重線で削除し、「その他」の欄に、「まだ別居していない。」と記入してください。
- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
- 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされて、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
- 11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合はその「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

(面会交流)	<input checked="" type="checkbox"/> 取り決めていない。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされて、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
(養育費の分担)	<input checked="" type="checkbox"/> 取り決めていない。	
	取決め方法 : (<input checked="" type="checkbox"/> 公正証書 <input type="checkbox"/> それ以外)	
	<input type="checkbox"/> まだ決めていない。	

このチェック欄についての法務省の解説動画



届出人の連絡先及び電話番号
Mobile: +65-XXXX-XXXX E-mail: g2134q5s8_sample@ne6r7o90
ジ イ キュー アンダー エム エル エヌ アル オーゼロ